A picture containing logo

Description automatically generated

**欧州連合の公益通報者保護指令の遵守方針**

**カテゴリー：**事業部門 **制定日：**2022年8月

**担当部門：**部門名 **最終改訂日：**2022年8月

**担当責任者：**Ehsan Zargar **SPBライブラリへの投稿日：**2022年8月

|  |
| --- |
| **概要** |

本欧州連合の内部告発者に関する指令の遵守方針（以下「本方針」）は、欧州連合（以下「EU」）の指令2019/1937、EU公益通報者保護指令（以下「本指令」）を遵守するため、Spectrum Brands Holdings, Inc.および同社の管理下にある関係会社および子会社（以下総称して「当社」）の方針を定めるものです。本方針は、本方針で定義されている公益通報者および本方針に従って通報を受け、当該通報内容について調査、フォローアップする担当者の両方の指針となるものです。

|  |
| --- |
| **適用範囲** |

常勤（フルタイム）従業員、非常勤（パートタイム）従業員、派遣従業員、季節従業員、期間限定従業員および当社の代わりに業務を遂行するすべてのインターンや請負業者を含む欧州連合で働く当社の全従業員が本方針の対象となります。また本方針は、通報の対象となる情報が採用プロセスまたは契約前の交渉中に取得した情報である場合、当社がまだ雇用していない個人も保護します。国によっては、本方針の要件とは異なる要件、もしくは本方針よりも厳しい要件が現地の法律で定められている可能性があります。これに該当する場合、適用されるすべての現地の法律や方針が追加で適用されるものとします。 今後適用される現地の法律と本方針の間に矛盾が生じる可能性は極めて低いですが、万が一矛盾が生じた場合や矛盾に気付いた場合には、当該矛盾について当社に通知してください。また、いかなる場合においても、本方針に含まれる矛盾する要件よりも現地の法律が優先されるものとします。本方針は、適用されるすべての法律を網羅することはできず、適用されるすべての法律を網羅することを意図したものではありません。また、生じる可能性のあるすべての質問に対して答えを提供することはできず、すべての質問に対して答えを提供することを意図したものでもありません。したがって最終的に当社は、何が正しいかを判断するため従業員一人一人に余念のない姿勢で取り組んでいただくこと（適切な行動方針に従い他の方に助言を求めることが適切なタイミングを見極める感覚を持つことなど）に頼るしかありません。

|  |
| --- |
| **本方針の遵守** |

# 背景および概要

「公益通報者」とは、特に次の領域に関連する（ただしこれらに限定されない）EUの法律や規制を違反する行為を通報する個人を指します。(I) 公共調達、(ii) 金融サービス、金融製品、金融市場およびマネーロンダリングまたはテロの資金調達の防止、(iii) 製品の安全性と製品コンプライアンス、(iv) 輸送の安全、(v) 環境の保護、(vi) 放射線保護および原子力の安全性、(vii) 食品および飼料の安全性（動物の健康と動物の福祉を含みます）、(viii) 公衆衛生、(ix) 消費者保護、(x) プライバシーと個人データの保護（ネットワークと情報システムのセキュリティ）、(xi) EUの経済的利害に影響を及ぼす違反、(xii) EU域内の市場に関連するその他の違反（EUの競争および国家補助に関する規則を含みます）（以下総称して「違反」）。

欧州連合加盟国には、各国の法律に従い、上記の領域以外の領域に保護を拡大する権限があります。本方針は、加盟国によって各国の法律を通して本指令が実施された場合更新されるものとします。また、従業員の雇用主である当社法人の所在地によって本方針で説明されている保護の範囲が広い場合があります。当社法人の所在地である加盟国によって、通報内容の調査を担当する従業員向けに各法人が定めている手順が異なる可能性があります。EU加盟国によって本指令の実施状況に大きな違いがある可能性があるため、本方針の対象となる当社法人間にも本指令の実施状況に大きな違いが生じることがあります。特定の国や状況に適用される指令や要件について確信が持てない場合は、法務およびリスク管理部門（LRM）までお問い合わせください。

1. **本方針に基づく保護の条件**

公益通報者は保護を受ける資格があります。ただし、違反行為に関して公益通報者が把握している情報が通報を行った時点で正しく、本方針および本指令の適用範囲に該当すると考える合理的な根拠を公益通報者が持っていること、および本方針に従って社内の通報手段で、もしくは公益通報者を雇用する当社法人の所在国であるEU加盟国の法律で定められている通り社外の通報手段で公益通報者が通報を行ったことが前提条件となります。

# 社内の通報手段

当社は社内で公益通報者に対して通報手段を提供しています。この手段は、違反行為に関する情報を書面と口頭の両方で通報できる機密かつ安全な手段となります。ヘルプライン（1-866-384-4277）およびウェブサイト（<https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/7424/index.html>）で24時間通報を受け付けています。公益通報者から通報を受ける担当者は、公益通報者本人からの最初の通報を受けてから暦日で7日以内に公益通報者に対して通報内容の受領確認を行うものとします。

当社社内で中立的な立場を担う従業員または部門（以下「調査担当者」）は、追加の情報の入手や、公益通報者へのフィードバックの提供など通報内容のフォローアップおよび調査の責任を負うものとします。調査担当者は、最初の通報の対象者と同一人物または同じ部門内にいる従業員である可能性があります。

調査担当者は、通報の受領確認を行うため、余念なく公益通報者のフォローアップを行うものとします。ただし、いかなる場合においても、最初の通報を受領してから7日以内に受領確認を行うものとします。調査担当者は、通報で申し立てられた内容と情報について徹底的な調査を余念なく行うものとします。当該調査には、公益通報者と話をすることや、通報で申し立てられた内容を証明するため単独で調査を行うことなどが含まれる場合があります。調査担当者は、通報、行われた対応、調査の状況に関して報告するため、当社の法務統括責任者または法務統括責任者の被指名人に連絡するものとします。

妥当な期間内に、ただし調査担当者が通報の受領確認を行ってから3か月以内に、調査担当者は、調査の結果および行われた対応または調査によって確認された不正行為を是正するために講じられる予定の措置について公益通報者に対してフィードバックを提供するものとします。

公益通報者本人から書面による明示的な事前の同意を得ていない限り、もしくは適用される法律の調査要件によって義務付けられていない限り/適用される法律の要件を遵守するために必要でない限り、公益通報者個人を特定する可能性のある公益通報者の身元情報を調査担当者以外の者に開示してはならないものとします。 公益通報者の身元情報は、EUの法律または加盟国の法律のいずれかによって法的義務が課せられているために必要である場合（訴訟手続きで開示が義務付けられている場合も含まれます）のみ開示できるものとします。

# 社外の通報手段

EU加盟国には、本指令に基づき、違反行為を通報するための独自の通報手段を確立する義務があります。 公益通報者は、これらの社外の通報手段を通して通報することを選択できます。これらの社外の通報手段が利用できるか否か、およびこれらの社外の通報手段の方針および手順は、公益通報者の居住国であるEU加盟国によって異なります。

公益通報者は、社内または社外いずれかの通報手段で通報できますが、当社は本方針に従ってまず社内の通報手段で通報することを推奨しています。

1. **報復禁止**

手段を問わず、当社の従業員、株主、または当社の代わりに業務を遂行する者は、いかなる状況においても、通報した公益通報者に対して、通報したことを理由に報復を行わないものとします。報復には以下の措置が含まれますがこれらに限定されません。(I) 停職、一時解雇、解雇または同等の処分、(ii) 左遷または昇進の取り止め、(iii) 業務の引き継ぎ、勤務地の変更、減給、労働時間の変更、(iv) 訓練の取り止め、(v) 否定的な業績考課または推薦状、(vi) 種類を問わず懲戒処分または罰を科すこと（あらゆる種類の罰金を含みます）、(vii) 公益通報者に対する脅迫、ハラスメント、排斥、(viii) 公益通報者に対する差別または同様の境遇にある他の従業員と比較し公益通報者を不当に扱うこと、(ix) 公益通報者が無期雇用を期待できる正当な理由がある状況で、一時的な契約を期間の定めのない契約に切り替えないこと、(x) 一時的な契約を更新しないこと、もしくは予定より早期に終了すること、(xi) （ソーシャルメディアやその他の方法で）公益通報者の評判を傷付けること、(xii) （公式か非公式かを問わず）業界全体の契約のブラックリストに公益通報者を入れること、(xiii) 公益通報者または関連のある法人との契約の早期終了または解約、(xiv) 種類を問わず免許や許可の停止/解除、(xv) 公益通報者を精神的支援や医療支援が必要な者と言及すること。

公益通報者に対して上記のいずれかの措置を行う権限を持つ者が、いずれかの措置を行うことが妥当である、もしくは本方針がなければ公益通報者に対していずれかの措置を講じていたと考える場合、当該権限を持つ者は当社の法務統括責任者または法務統括責任者の被指名人に直ちに連絡する必要があります。

|  |
| --- |
| **通報内容の取り扱いとデータ保持に関する一般的な規則** |

公益通報者を特定する、もしくは特定する可能性のある個人情報は、GDPRとして知られているEU一般データ保護規則2016/679の条項を遵守して取り扱われる必要があります。通報内容の調査にまったく関係のない個人データは収集されないものとし、収集された場合には削除されるものとします。

各通報内容の記録は当社によって、機密に安全な方法で維持されるものとします。合理的に判断し、法的手続きの対象となる可能性のある通報内容は、法的手続きが最終決着に至るまで、もしくは出訴期限（時効）が過ぎるまで維持されるものとします。当社の記録管理要件および適用される法的義務に基づき許可される範囲で、さらなる法的手続き、社外の調査、またはその他の通報の対象ではないと合理的に判断される通報内容は、調査終了後、不当な遅延なく関連するファイルと共に破壊されるものとします。

|  |
| --- |
| **方針遵守 / 違反に対する懲戒処分** |

本方針または他の類似の方針に違反する従業員は、最高で解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。また、本方針の違反は、刑事告発を含む深刻な結果につながる可能性があります。本方針の遵守について懸念や不明点がある従業員は、さらなる行動を起こす前に、速やかにLRMに問い合わせるものとします。LRMは状況を評価し、是正措置が求められる場合、必要な是正措置を決定するものとします。

当社の法務統括責任者または法務統括責任者の被指名人からの書面による明示的な事前の許可がない場合、本方針からの逸脱は認められないものとします。

|  |
| --- |
| **連絡先情報** |

# 連絡先情報

Spectrum Brands, Inc.

Attn: General Counsel

3001 Deming Way

Middleton, WI 53562

|  |
| --- |
| **関連情報** |

**当社の文書：**

事業活動規範および倫理規範

サプライヤー行動規範

**その他の文書：**

なし

**関連リンク：**

なし

|  |
| --- |
| **改訂履歴** |

**2022年8月** レビュー・承認向けの方針の作成

|  |
| --- |
| **担当役員** |



Ehsan Zargar

エグゼクティブ バイスプレジデント、法務統括責任者兼コーポレート セクレタリー